

宮古合同庁舎産業廃棄物収集運搬委託業務に係る 一般競争入札について

宮古合同庁舎産業廃棄物収集運搬業務委託について一般競争入札に附するので、次のとおり公告する。

平成23年11月 1日

沖縄県宮古事務所長 黒島 師範

1 一般競争入札に附する事項

- (1) 委託業務名：宮古合同庁舎産業廃棄物収集運搬委託業務
- (2) 委託業務内容：沖縄県宮古合同庁舎の旧空調設備において使用していた産業廃棄物（廃アルカリ）の収集運搬を行う。
- (3) 委託期間：契約締結日の翌日から平成24年2月29日まで
(契約締結は平成23年11月18日頃を予定)

2 一般競争入札参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に本社又は支店・営業所を設置している法人。
- (2) 直近1年以上の県税（事業税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬を行う事業所にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に基づき、該当都道府県知事の許可を受けていること。

なお本件業務は、二以上の者を構成員として結成された共同企業体でも可とする。
この場合の要件は次のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 上記（1）を満たす構成員がいること。
- ウ 全ての構成員が上記（2）、（3）及び（4）を満たしていること。
- エ 構成員が他の共同企業体として、又は単独で本件業務に参加していないこと。
ただし、海上運送に関しては、運送可能な業者が限られているため、この限りではない。

3 入札参加申込及び期間

入札に参加予定の者は、入札参加申込書を申込期間内に次の場所に提出すること。

なお入札参加資格の有無については、申込書確認の上申請人に通知することとする。

- (1) 申込場所：後述の問い合わせ先
- (2) 申込期間：平成23年11月1日（火）から平成23年11月11日（金）
までの午前9時から午後5時まで（土日、祝祭日を除く。）
- (3) 申込方法：持参又は郵送（必着）

4 入札参加申込提出書類

- (1) 一般競争入札参加申込書（第1号様式）
- (2) 登記簿謄本（現在全部事項証明書）
- (3) 県税に関し未納がないことを証する証明書（納税証明書）
- (4) 同種・同規模契約の履行証明書（第2号様式）

過去2ヵ年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面。

- (5) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (6) 収集運搬計画書（様式任意）

運搬の方法、作業日程等を記載。

- (7) 共同企業体協定書（ただし、共同企業体による申請の場合に限る。）

協定書の内容には、目的、名称、構成員の住所及び名称、幹事企業及び代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、構成員の個別責任、瑕疵担保責任、協議事項等の項目を必須事項とする。

5 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日：平成23年11月18日（金）午前11時
- (2) 入札場所：〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里1125
沖縄県宮古合同庁舎2階会議室

6 入札保証金について

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2ヵ年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

7 入札保証金の納付方法

入札保証金は、納付書による銀行振込とする。入札保証金の納付が必要な場合は、事前に担当者まで連絡すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札は、本人が行うのが原則である。
- (2) 入札書及び委任状は、それぞれ第3号様式及び第4号様式を使用すること。
- (3) 入札参加者又はその代理人（以下「代理人」という。）は、入札書を1件ごとに作成し、封書にしたうえ、その氏名及び入札件名を表記し、入札箱に投函すること。

- (4) 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札を認めない。ただし、他の入札者が初回の入札を終えていない間は、この限りではない。
- (5) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規程に該当する者を入札代理人にすることはできない。
- (6) 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札者の記名、押印、入札項目、日付等誤りのないように確認すること。
- (8) 入札者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は開札の前後を問わず、引換え、書換え又は撤回することができない。
- (9) 入札者が当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入札を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。
- (11) 入札執行中は、携帯電話等を使用することは認めない。
- (12) 入札は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (14) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (15) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者は入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

9 入札の無効

下記事項に該当する入札は、無効となる。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印鑑、又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一人が同一事項について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 連合その他不正行為があった入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 落札者がいない場合の措置

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。
- (2) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

12 質問について

- (1) 質問できる期限
平成23年11月7日(月)午後5時まで
- (2) 質問方法
持参、郵送、メール及びFAX(電話は不可。様式任意)
- (3) 質問場所
後述の問い合わせ先
- (4) 質問の取扱い
ア 質問のあった事項は、その回答を付けて入札参加申込者全員へ配布する。
イ 質問の内容によっては、回答しない場合もある。

13 提出先及び問い合わせ先

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎2階

沖縄県 宮古事務所 総務課 総務振興班(担当:赤嶺)

電話:0980-72-2551 FAX:0980-73-0096

メール:aa017205@pref.okinawa.lg.jp

14 その他

- (1) 提出された全ての書類は、本競争入札の目的以外に使用しない。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 参加ないし契約にかかる費用は、全て応募者の負担とする。
- (4) 本件手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨とする。